

## 「新しい人事・賃金制度等」の見直しリーフレット どちらが団交軽視なのか！？ 配布拒否は不当労働行為だ！

8月に入り、職場では人事部が作成した「新しい人事・賃金制度等」の見直しについて、『社員向けリーフレット』なる冊子を配り、社員にこの制度の説明を始めています。しかし、JR東海労組合員には冊子も配布されず、説明もされていません。

JR東海労は、この「新しい人事・賃金制度等」の見直しについて、まだ、妥結をしていません。妥結しない理由は、社員一人あたりの業務量や勤務実績に見合った賃金、あるいはやりがいを持って働ける労働条件とは思えないからです。

「新しい人事・賃金制度等」の見直しについては、今年の10月から、通勤手当に関する部分に変更されるため、会社は、妥結した組合の組合員には、この制度変更に関しての説明を始めています。しかし、会社はJR東海労が妥結していないことを以て、「未だ団体交渉中であるので、組合員に配布することは『団交軽視』であり、不当労働行為になる恐れ」と理由を付け、職場でのリーフレットの配布を拒否しています。JR東海労は、団体交渉の場で「何も問題にしないから、配布せよ」と迫りましたが、会社はこれを拒否しました。冊子には『社員向けリーフレット』と記載されています。文字通り、社員に配布する物です。

また、労組法第17条では「4分の3以上の数の労働者が労働協約の適用を受けるに至ったときは、他の労働者も当該の労働協約が適用されるものとする」となっていることから、JR東海ユニオンと国労が妥結した以上、JR東海労組合員にもその労働協約が適用されます。そもそも就業規則が変更になるのです。

さらに会社は、配布拒否にとどまらず、JR東海労に「リーフレット配布を問題にしない」ことを文書で提出するよう求めてきたのです。団体交渉の場でそのことを明言しているにもかかわらず、何と非常識なことでしょう。団交軽視・不当労働行為」とは、まさにこのことでしょう。